

福岡県公報

平成25年11月29日
第3552号
増刊 ①

目次

選挙管理委員会

○政治団体の収支報告書の要旨 (市町村支援課) …………… 1

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第123号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項及び第17条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成25年11月29日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

公表する収支報告書の提出期間

平成25年1月1日～平成25年6月30日

目 次

○政治団体の平成24年分収支報告書の要旨 (期限内提出分)	
・政党の支部	3
・資金管理団体	83
・その他の団体	195
・その他の団体の支部	345
(期限後提出分)	
・政党の支部	348
・資金管理団体	351
・その他の団体	359
・その他の団体の支部	370
○政治団体の平成23年分収支報告書の要旨(期限後提出)	
・政党の支部	370
・資金管理団体	371
・その他の団体	372
○政治団体の平成24年分収支報告書の要旨(法17条2項適用団体)	
・資金管理団体	374
・その他の団体	375
○政治団体の平成23年分収支報告書の要旨(法17条2項適用団体)	
・政党の支部	376
・資金管理団体	376
・その他の団体	378
○政治団体の平成22年分収支報告書の要旨(法17条2項適用団体)	
・資金管理団体	379
○政治団体の平成25年中の解散に係る収支報告書の要旨	
・政党の支部	379
・資金管理団体	381
・その他の団体	383
・その他の団体の支部	385
○政治団体の平成24年中の解散に係る収支報告書の要旨	
・政党の支部	386
・資金管理団体	388
・その他の団体	390
○政治団体の平成25年中の解散に係る収支報告書の要旨(法17条2項適用団体)	
・資金管理団体	393
・その他の団体	394
○政治団体の平成24年中の解散に係る収支報告書の要旨(法17条2項適用団体)	
・政党の支部	394
・資金管理団体	395
・その他の団体	395
○政治団体の平成23年中の解散に係る収支報告書の要旨(法17条2項適用団体)	
・その他の団体	396